

# 新型コロナウイルス対策で省令

## 環境省 処理法施行規則で特例

環境省は5月15日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、廃棄物処理法上、一定の期限までに履行しなければならぬ義務の一部について、その履行が困難になっている状況を踏まえ、制度上必要な措置を講ずるための同法施行規則の特例を定める省令(以下、一特例省令)を発出した。

特例省令は、①年次報告等の期限の延長②廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等に関する特例③廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例④マニフェストに関する特例⑤産業廃棄物の保管の届出に関する特例⑥その他――からなる。その他――からなる。施行期日は5月15日

する特例③廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例④マニフェストに関する特例⑤産業廃棄物の保管の届出に関する特例⑥その他――からなる。施行期日は5月15日

期限の延長以外の規定については、緊急事態宣言がされた4月7日に遡って適用する。

年次報告等(多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告、産業廃棄物管理票の交付状況の年次報告、再生利用・広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けながら行う処理の実績報告)の期限の延長については、通常毎年度6月末までとされているが、2020年度に行う報告等については20年10月末まで延長とした。

マニフェストに関する特例では、▽運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際にマニフェスト交付者へのその写しの送付期限を延長(原則10日以内↓30日以内)▽電子マニフェストについてもマニフェストと同様に登録の期限を延長(休日を除く3日以内↓30日以内)▽マニフェスト交付者が、その写しの送付を受けないことにより産業廃棄物の処理の状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長(運搬

受託者若しくは処分受託者からの写し90日↓120日、最終処分終了の写し180日↓240日)とした。

電子マニフェストについては、情報処理センターが運搬受託者または処分受託者からの報告を受けるまでの期間を延長(収集運搬・処分90日↓120日、最終処分180日↓240日)とした。

特例省令は、①年次報告等の期限の延長②廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等に関する